

赤崎中学校・綾里中学校の統合後の通学区域について

1 統合にかかるこれまでの経過

(1) 小・中学校適正規模・適正配置基本計画の策定と住民説明会等の開催

平成 29 年 2 月	小・中学校適正規模・適正配置基本計画を策定
平成 29 年 5～6 月	基本計画 住民説明会を開催（統合対象地区）
平成 29 年 7 月	基本計画 保護者説明会を開催（各中学校区ごと）
平成 29 年 7～8 月	基本計画 地区代表者説明会の開催（統合対象地区）

(2) 学校統合協議会の設置と協議

中学校区ごとに、地区公民館の代表、小中学生及び未就学児の保護者の代表、その他地域における公共的団体の役員等で組織し、統合の是非を協議して、その結果を教育委員会に報告した。

①学校統合協議会の設置

平成 29 年 11 月 赤崎・綾里中学校区

②協議結果の報告

平成 30 年 3 月 綾里中学校区 → 統合推進

平成 30 年 9 月 赤崎中学校区 → 統合推進

(3) 学校統合合同協議会の設置と協議

統合推進に合意した中学校区ごとの学校統合協議会委員の代表で組織し、統合の方式及び時期を協議して、その結果を教育委員会に報告した。

①学校統合合同協議会の設置 平成 30 年 10 月

②協議結果の報告 平成 30 年 12 月 → 令和 3 年度に新設統合

(4) 学校統合推進協議会の設置と協議

統合推進に合意した中学校区ごとの学校統合協議会委員の代表で組織し、統合後の学校の名称、校歌及び校章、その他統合に必要な事項を協議している。

①学校統合推進協議会の設置 平成 30 年 12 月

②現在までの決定事項

校名 東朋中学校

校歌 赤崎中学校のものを継承する

校章 綾里中学校のものを由来を変更して継承する

※その他統合に必要な事項について、現在も協議会を継続中。

(5) その他

円滑な統合を図るため、令和 2 年度中に十分な学校交流の機会を設けることとしている。

2 統合後の遠距離通学支援(スクールバス)について

(1) 現在までの経過

令和元年 10 月 保護者説明会の開催 (赤崎・綾里中学校区)

令和元年 12 月 説明会での要望及び保護者アンケートの集計結果をもとに、運行ルート、時刻表等を修正。統合推進協議会に提示。

令和 2 年 1 月 保護者説明会の開催 (綾里中学校区)

令和 2 年 4 月 説明会での要望をもとにバスサイズ・運行ルートの検討を実施

令和 2 年 6 月 保護者説明会の開催 (綾里中学校区)

令和 2 年 7 月 保護者説明会の開催 (赤崎中学校区)

⇒赤崎・綾里地区の保護者説明会において、バスサイズ・運行ルートについて、概ね合意が図られたことから、保護者との調整は終了。

(2) 今後のスケジュール

説明会で提示した運行ルート・時刻表をもとにマイクロバスの試走を実施。
学校敷地内へのバスの乗り入れ及び乗降場所確認。

平日運行に係る学校との微調整及び週休日・長期休業中の運行に係る学校との調整を行い、9月までに統合後のスクールバス運行について決定する。

年度	H29			H30				R1(H31)					R2					R3		
月	11	～	3	9	10	11	12	4	～	10	12	1	4	6	7	8	9	3	4	
区分	学校統合協議会			学校統合合同協議会				学校統合推進協議会												
統合に係る事項	赤崎・綾里地区 学校統合協議会の設置	→	綾里地区 協議結果報告（統合推進）	赤崎地区 協議結果報告（統合推進）	学校統合合同協議会設置	→	協議結果報告	学校統合推進協議会設置					閉校対象校 学校間交流 に向けた 学校取組						赤崎・綾里 中学校閉校	
通学支援に係る事項													※バスサイズ・運行ルートの調整	綾里地区保護者説明会	赤崎地区保護者説明会	赤崎・綾里中学校との調整	→	統合後のスクールバス運行方法の決定	学校統合	

3 統合後の通学区域について

(1) 通学区域の決定の方法について

大船渡市立小中学校通学区域設定委員会規程により、本市では、小中学校通学区域設定委員会に諮問して、通学区域を定めている。

大船渡市立小中学校通学区域設定委員会規程
(所掌事項)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、市立小中学校児童生徒の通学区域に関し、審議する。

(2) 統合後の新たな通学区域について（諮問事項）

統合後の（仮称）東朋中学校の通学区域を、現在の赤崎中学校・綾里中学校の通学区域をあわせた区域とする。

区分	学校名	通学区域
現行	赤崎中学校	赤崎小学校区
	綾里中学校	綾里小学校区
統合後	（仮称）東朋中学校	赤崎小学校区・綾里小学校区